

最近の安全保障貿易管理 をめぐる動き —技術取引規制に係る外為法改 正を中心に

えだひろ とし お
枝廣 敏男

社団法人日本貿易会
企画グループシニア・マネージャー

1. 外国為替及び外国貿易法の一部を 改正する法律案の改正について

2009年3月開催の第171回通常国会に「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」（外為法改正案）が提出され、4月21日の衆議院本会議にて可決・成立しました。今回の改正は、国際的な安全保障貿易管理の厳格化の要請が高まっていること、グローバル化の進展とともに、人的交流が拡大しているのに加え、情報技術の高度化により、安全保障関連の技術について、海外への流出懸念が増大している状況および不正輸出事案の増加などに対処し、安全保障関連技術の対外取引規制の見直し、罰則強化などの措置を講じようというものです。

同改正の公布は2009年4月30日、施行は2009年11月1日（輸出者等遵守基準は2009年4月1日）であり、改正概要は下記のとおりです。

(1) 技術取引規制の見直しのポイント

技術取引規制の見直しのポイントは、安全保障関連技術の対外取引について、安全保障上懸念のある技術の対外取引をすべて許可対象とす

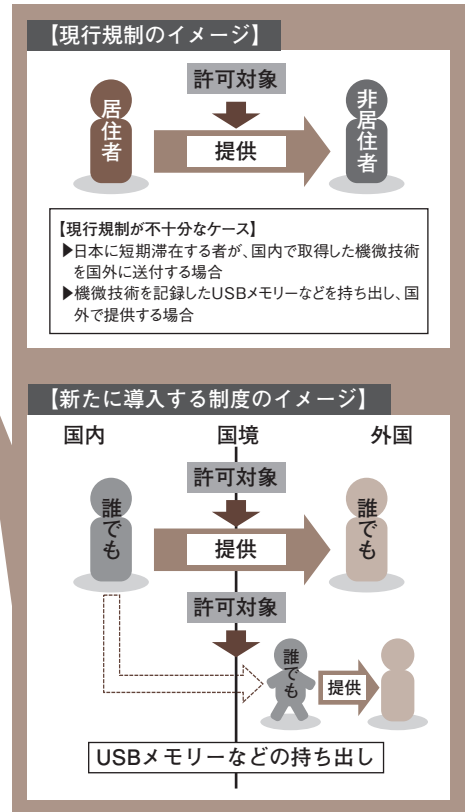
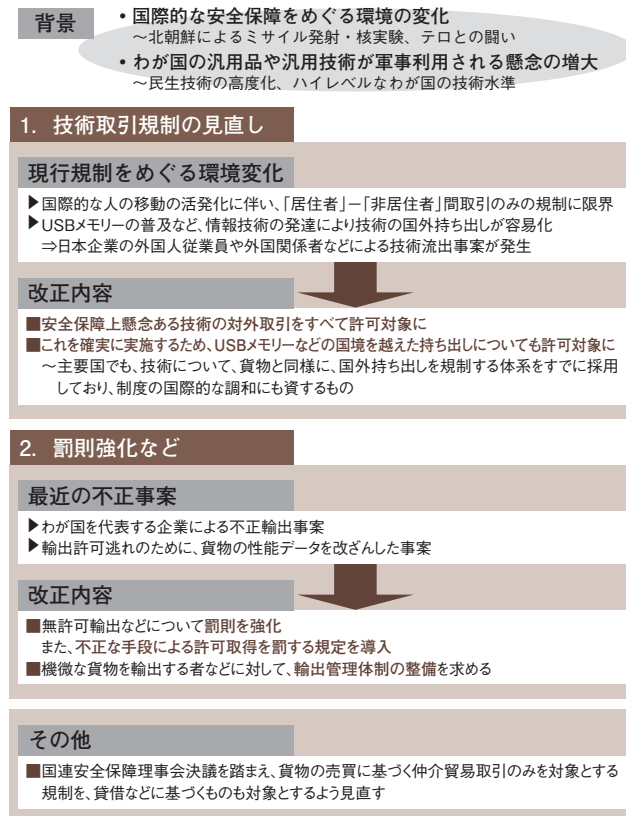
るとともに、それを確実にするために、USBメモリーなどの国境を越えた持ち出しも許可対象とするものです。

法的な措置としては、改正前は居住者から非居住者に対する技術提供のみを対象としていたことから、①日本企業を退職した外国人が帰国後は非居住者となるため、帰国後に技術を提供する場合が規制の対象外であったこと、②提供する者が居住者、提供を受ける者が非居住者に限定されていたため、非居住者が外国に送付することが対象となっていなかったこと、③技術の海外への持ち出しや、外国における日本人従業員など、居住者の非居住者への技術提供が立証されない限り違反を問うことができず、実効性が不十分といった問題点があったため、国境を越えて特定技術を提供する取引は、居住者、非居住者の区別にかかわらず規制の対象とし、提供を前提とした特定技術の国境を越えた持ち出しも規制の対象にするというものです（図）。

(2) 技術取引規制に係る改正の概要

改正の概要としては、第1に、居住者、非居住者の区別にかかわらず、誰から誰に対してで

図 外国為替および外国貿易法の一部を改正する法律



も、国外に特定技術を提供する場合には許可取得を義務付けるというもので、USBメモリーなど、記録媒体による提供や、電子メールでの送信、口頭での指導など無形技術の提供も対象となります。また、日本国内、国外において居住者が非居住者に特定技術を提供する場合も規制の対象です。

第2に、上述の許可を取得せずに、特定技術を国外において提供することを前提として、国外に持ち出す場合、誰でも許可が必要ということになります。この場合、出張者による自己使用目的の持ち出しについては、許可不要となります。

(3) 罰則強化など

今回の外為法改正のいまひとつの眼目に、罰則の強化があります。これは、近年の外為法違反による無許可輸出の続発を受けて、罰則強化による抑止力の向上を図ろうというものです。具体的には、①無許可輸出・技術取引、無承認の輸出に対する罰則水準の引き上げ、②法人に対する罰金刑と自然人（いわゆる法人に対して人）に対する懲役刑の時効を合わせる規定の導入、③不正な手段による許可などの取得に対する刑事罰の導入です。

(4) 輸出者等遵守基準

今回の外為法改正により、安全保障輸出管理

上、機微な貨物や技術の輸出などを業として行う者などは、経済産業大臣が定める輸出者等遵守基準に従い、輸出などを行わなければならないこととなりました。

具体的には、①該非確認の責任者を明確にすること、②関係法令の遵守を指導すること、③リスト規制品を業として輸出などする者は、そのほか適切な輸出管理を実施すること、が義務付けられることとなりました。

以上のほか、仲介貿易規制については、仲介貿易取引の規制対象範囲を、貨物の売買に関するものから、貨物の売買、貸借または贈与に関するものに拡大する法的措置が取られることになりました。

(5) 当会安全保障貿易管理委員会の取り組み

当会安全保障貿易管理委員会は、正副会長会社・常任理事会社17社を含め、正会員商社23社が加盟、経済産業省に対して安全保障貿易管理に係る提言活動を行うなど、安全保障貿易管理制度に関する商社のための基盤整備に努めています。

今回の外為法改正については、産業構造審議会 安全保障貿易管理委員会ならびに制度改正ワーキンググループにおいて国際的な安全保障貿易管理強化の動きを受けて、検討が開始されて以降、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理

部 安全保障貿易管理課と意見交換の場を持ち、技術取引規制に係る法令改正の基本的な考え方や制度設計につき説明を受け、商社にとって過度の負担とならないよう重ねて要望を行ってきました。

また、外為法改正に伴う、省令、通達などの改正に対しては、9月11日に経済産業省に対し、「貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令案等」に対する意見を、10月1日には「輸出者遵守基準を定める省令案」に係る意見を提出するなど、要望活動を実施しました。

以上のほか、毎年10月には安全保障貿易管理に係る経済産業省への意見、要望などを提出しています。本要望における最重要課題は、該非判定に係る諸問題の改善であり、ここ数年来の継続案件となっている①メーカーによる該非判定書発行に係る当局への協力要請、②公的機関などによる該非判定システム構築の必要性、③該非判定に係る相談窓口の条件緩和などの実現に向け、関係団体とも連携を取りながら要望活動を行っていきたいと考えています。

※安全保障貿易管理委員会の要望は、日本貿易会ホームページにてご覧いただけます。

<http://www.jftc.or.jp/proposals/index5.html>